東晉における史評の隆盛と袁宏の『後漢紀』

渡邉義浩

はじめに

西晉の杜預の『春秋左氏經傳集解』は、史官が史実に評を付けることが、「魯の春秋」に対して、周公が「凡例」を含ませ、孔子が「變例」を込めた行為に準え得ると「史」を宣揚した。(1) このため、東晉では、孫盛のような「史評」を著すことが流行する。(2) 袁宏の『後漢紀』にも、「袁宏曰」から始まる史評が四十九条収録される。袁宏の史評には、どのような特徴が見られるのであろうか。

東晉の袁宏は、南朝貴族の名門の一つ「陳郡の袁氏」の出身であり、同郡の謝尚に評価され、謝尚の安西將軍府参軍として起家する。やがて、大司馬桓溫の記室參軍となり、太和四（三六九）年、桓溫の北伐に際して「北征賦」を著した。(3) その際、河北の荒廃を見た桓溫が、僚属と共に平乘樓に登って中原を眺望し、あまりの荒廃ぶりを嘆いて、「遂に神州をして陸沈し、百年 丘墟たらしむるは、王夷甫の諸人、其の責に任ぜざるを得ず」と言ったことに対し、直ぐさま「運に自づから廢興有り、豈に必ずしも諸人の過(とが)ならんや」と答え（『世說新語』輕詆第二十六）、府職を罷免されて吏部郎に転任している。袁宏が王衍（王夷甫）を弁護したのは、王衍たちの清談で西晉が滅んだという「清談亡國論」に反発していたためである。(4) 軍事力により台頭し、東晉で専権を握る桓溫に、貴族の存立基盤である文化を国家滅亡の理由とされたくなかったのであろう。

袁宏が著した『後漢紀』は、范曄の『後漢書』と並んで、後漢時代を理解するための基本史料であるが、その成立は『後漢書』よりも、約五十年ほど早い。(5) 荀悦の『漢紀』を継承する編年體の史書であるため、『後漢書』よりも分量は少ないが、殤帝の延平元（一〇六）年の尚敏の上疏・安帝の永初三（一〇九）年の魯丕の對策文・順帝の永建四

（一二九）年の朱寵と鄭凱の論争・同陽嘉二（一三三）年の馬融と張衡の對策など、『後漢書』・『資治通鑑』などには記載されず、『後漢紀』のみに伝わる史料も多いことは、宋の王應麟が指摘する通りである（『困學紀聞』巻十三）。

それでは、袁宏の『後漢紀』は、歴史書としてどのような特徴を持つのであろうか。その執筆意図より検討していこう。

一、あるべき史を描く

袁宏は『後漢紀』を執筆した理由について、序で次のように述べている。

予嘗て後漢の書を讀むに、煩穢・雜亂にして、睡りて竟る能はざるなり。聊か暇日を以て撰集し、後漢紀を爲る。其の綴る所は、①漢紀・謝承の書・司馬彪の書・華嶠の書・謝沈の書・漢山陽公記・漢靈獻起居注・漢名臣奏を會し、旁ら諸郡の耆舊先賢傳に及ぶまで、凡そ數百卷なり。②前史闕略し、多く次敍あらず。錯謬・同異、誰か之を正さしめん。經營すること八年、疲れて定むる能はず。頗る傳ふる者有り、始めて①張璠の撰する所の書を見るに、其の漢末の事を言ふこと差詳らかなり。故に復た探りて之を益す（『後漢紀』序）。

袁宏が『後漢紀』を著す際に参照した史料は、後漢時代に東觀で編纂された①『東觀漢紀』のほか、（孫吳）謝承の『後漢書』・（西晉）司馬彪の『續漢書』・（西晉）華嶠の『漢後書』（『隋書』經籍志は『後漢書』とする）・（西晉）謝沈の『後漢書』・（晉）樂資の『漢山陽公記』・著者未詳の『漢靈獻起居注』・（西晉）陳壽の『漢名臣奏』（『舊唐書』經籍志）に及ぶ。中でも、（晉）張璠の『後漢紀』を後漢末の史料として重視している。『後漢紀』は、全三十巻のうち、光武帝紀が八巻を占めるが、靈帝紀三巻・獻帝紀五巻と後漢末に手厚いことが、范曄の『後漢書』と比べた場合の特徴である。後漢の衰退と三國の成立、あるいは、貴族の淵源となる後漢末の「黨人」に強い関心を寄せる史書と考えてよい。

また、袁宏は、これまでの後漢に関する記述に②次敍が無く、錯誤が多いため、それを正すことを目的に『後漢紀』を執筆した、という。ただし、単に先行する史料を切り貼りしただけではない。『四庫全書總目提要』巻四十七編年類 後漢紀は、張璠『後漢書』の逸文と比較を行い、『後漢紀』が、荀悦の『漢紀』がただ班固の『漢書』を翦裁しただけであることに対して、自ら史料を取捨選択して

いると評価する。しかも、その際、袁宏は自らの史評を加えたが、それは、次のように『春秋左氏傳』を規範とするものであった。

夫れ①史傳の興るは、古今を通じて名教を篤くする所以なり。丘明の作は、廣大にして悉備せり。史遷の六家を剖判して、十書を建立するは、徒に事を記するのみに非ず。信に義教を扶明し治體を網羅するに足るも、然れども未だ之を盡くさず。班固は源流周贍し、通人の作に近し。然れども史遷に因籍して、甄明する所無し。荀悦の才智經綸は、嘉史と爲すに足り、述ぶる所は當世、大いに治功を得たるのみ。②然れども名教の本、帝王の高義は、輒めて未だ敍せず。今 前代の遺事に因り、義教の歸する所を略擧して、以て王道を前史の闕に弘敷せんと庶ふ。古者・方今は同じからず、其の流も亦た異なり、言行・趨舍は、各〻類を以て書す。故に其の名迹を觀ては、其の人を見んことを想ふ。丘明の斟酌抑揚して其の高懐を寄する所以は、末吏區區注疏するのみ。③其の稱美する所は、事義に止まり、疏外の意は歿して傳はらず、其の遺風・餘趣は蔑如たるなり。今の史書、古の人心に非ざる或り、恐らくは千載の外、誣する所の者多からん。悵怏躊躇し、筆を操りて恨然たる所以の者なり（『後漢紀』序）。

袁宏は、①史傳を儒教（名教）を篤くするためのものと捉える。そして、『春秋左氏傳』（丘明の作）は、それを達成しているという。これは、『春秋』の義例を起源とするような、倫理的・観念的な正しさこそ「史」である、という杜預の『春秋左氏傳』序の継承である。こののち、劉宋の裴松之が打ち出す客観的な事実としての正しさも尊重する「史」の自立[6]は、ここには見られない。杜預の宣揚した「史」が、儒教との結びつきを強調することで「史」の地位を高めるものであったことを確認できよう。

また、袁宏は、②司馬遷の『史記』・班固の『漢書』を認めず、荀悦の『漢紀』を褒めているが、それでも未だ「帝王の高義」は叙述されていない、という限界を指摘する。そして、「義教の歸する所」（儒教の正しい教えが帰着するところ）を叙述して、「王道を前史の闕に」広めることが、『後漢紀』の執筆目的である、と述べる。袁宏の『後漢紀』は、編年體に「君子曰」に代わるものとして「袁宏曰」を附すという体例が『春秋左氏傳』と近似するだけでなく、欠けて伝わらない漢の「王道」を後世に伝えるという執筆目的もまた、『春秋左氏傳』を継承するものであった。その際、漢に「王道」が存在したと前提することは、後漢で

成立した「古典中國」が規範とされ始めている東晉の時代性を反映する。

そして、袁宏は史書執筆の方法論として、③「疏外の意」（春秋の微言大義によって、左丘明が毀誉褒貶に基づき言外の意として示した規範）を伝えていくことの重要性を説く。体例・執筆目的、そして執筆方法のすべてにおいて、『春秋左氏傳』を規範とするものが、袁宏の『後漢紀』なのである。

以上のように、袁宏の『後漢紀』の執筆目的は、杜預の『春秋左氏傳』序を受けて、左丘明が表現したように、史に毀誉褒貶を示して後漢の王道を表現できずにいる従来の史を刷新することにあった。その際、漢を古典とする意識が定着していることにも注目したい。『後漢紀』が材料とした諸家の『後漢書』の成立、なかでも司馬彪の『續漢書』が、「古典中國」として後漢の制度を後世に伝えようとしたことが、[7]『後漢紀』の漢への意識に大きな影響を与えているのである。

二、曹魏と蜀漢の正統性

それでは、袁宏の執筆目的の成否を追究するため、袁宏の史評[8]が表現される「袁宏曰」に示された「王道」を具体的に検討していこう。袁宏は、前漢が王莽に、後漢が曹魏に滅ぼされた革命方式である禪讓について、次のように肯定する。

庚午、魏王 皇帝の位に卽き、改年して黄初と曰ふ。魏帝 旣に禪を受け、尚書の陳羣に問ひて曰く、「朕天に應じ民に順ふ、卿ら以て何如と爲す」と。羣 對へて曰く、「臣と華歆とは俱に漢朝に事ふれば、聖化を欣び難し。義は色に形る」と。袁宏曰く、「夫れ①君位は、萬物の重んずる所にして王道の至公なり。重んずる所は德に在り、則ち弘濟は仁義に於てす。①至公は私無し、故に變通は代謝に極まる。是を以て古の聖人は、治亂盛衰は時有りて然るを知るなり。故に大いに名教を建て以て羣生を統べ、諸を天人に本づきて其の關鍵を深くす。②德を以て相 傳ふるは則ち禪讓の道なり、暴極まれば則ち變じ、變ずるは則ち革代の義なり。廢興取與は、各〻其の會有り、時に因りて民を觀れば理 盡きて動く。然る後以て丕業を經綸し千載を弘貫す可し。②是を以て有德の興るは、之に由らざるは靡く、百姓 能に與し、人鬼 同に謀り、蒼生の類に屬ぶまで未だ其の澤を蒙らざる者有らざるなり（『後漢紀』獻帝紀）。

袁宏は、①「君位」は「王道の至公」であり、「至公」には私欲がないとする。したがって、君主の地位は、徳のある者に禅譲され、有徳の者が勃興するには、禅譲に依らないものはないとするのである。これは、曹魏の漢魏革命を正統化した『禮記』禮運篇の「天下爲公」に基づく禅譲の正統性[9]をそのまま承認するものである。袁宏の仕える晉もまた、曹魏の禅譲を受けた国家であり、禅譲を批判することは、自らの国家の正統性を否定することになるため、禅譲を肯定するのは当然である。

その際、袁宏は禅譲そのものは肯定するが、曹魏の禅譲は、次のように否定する。

漢は桓・靈より、君道 陵遲し、朝綱 替はると雖も、虐は民に及ばず、宦豎 間に乗じ竊かに權柄を弄ぶと雖も、然れども人君の威尊、未だ大いに王室を去ること有らざるは、①世の忠賢、皆 本を寧んずるの心有ればなり。若し誅して之を正し、各〻をして職に率はしめば、則ち二祖・明・章の業、復た目前に陳なり、微弱と曰ふと雖も亦た之を輔く可し。時に獻帝は幼沖、少くして凶亂に遭ひ、流離播越するは、罪 己に由らず。故に老後生は未だ過有らざるなり。①其の上なる者は悲みて之を思ひ、人は匡復の志を懷く。故に漢を助くる者は協從し、劉に背く者は衆乖く。此れ蓋し①民 未だ義を忘れざること、秦漢の勢に異なれり。魏の亂を討つは實に斯の資に因り、旌旗の指す所は則ち罪を伐つを以て名と爲し、爵賞の加ふる所は則ち順を輔くるを以て首と爲す。然らば則ち劉氏の德は未だ泯びず、忠義の徒は未だ盡きざるに、何ぞ其の亡ぶと言はんや。②漢 苟も未だ亡びざれば則ち魏は取る可からず。今 取る可からざるの實を以てして揖讓の名を冒し、輔弼の功に因りて代德の號に當て、德を堯・舜に比べんと欲するは、豈に誣ひならずや」と（『後漢紀』獻帝紀）。

袁宏が漢魏革命を批判する理由は、劉氏の德が亡びず、忠義の徒が尽きていなかったとの認識に基づく。②曹魏の覇権は、漢への思いを利用したものに過ぎず、漢は「未だ亡び」ていなかったので「魏は取る可」きではなかったとする。禅譲は肯定しながらも、漢魏革命は否定するのである。尽きていなかった忠義の徒とは、漢の継承を掲げた劉備の季漢を指すだけではない。後漢末の支配者層が、漢を支持していたとするのである。

漢に対する支持が失われなかった理由は、①「世の忠賢」が、桓帝・靈帝以来の混乱に際して大本を安寧にしよ

うとしており、また「其の上なる者」が悲しみ漢の存在を思ったため、「人」は「匡復の志を懐」き、さらに「民」は「未だ義を忘れ」なかったことにあるという。ここでは、「人」「民」は、「世の忠賢」や「上なる者」である知識人層の心や思いを受け、漢への志や義を抱く存在とされている。すなわち、袁宏ら貴族の意識が民を化し、徳なき者の禅譲を防ぐことができるという「微言」をここに読み取ることができるのである。そして、かれらの漢への思いが、季漢による漢の存続をもたらしたのである。

一方、徳の薄い曹魏に協力した知識人は、「四世三公」の名門と雖も、次のように滅亡を迎える。

初め魏王、楊彪を以て太尉と爲さんと欲す。……彪上章して固讓するも聽されず。年八十四、壽を以て終ふ。……震より彪に至るまで四世宰輔、皆 儒素名德を以て相承く。秉・賜は方節 震に及ばずと雖も、然れども其の恭謹・孝友・篤誠は、前列を忝めざるなり。子有り修と曰ふ、少くして俊才有れども德業の風は盡く。魏初に至り、事に坐して誅せらる（『後漢紀』獻帝紀）。

その儒教と名徳により漢の「四世三公」であった「弘農の楊氏」は、楊彪が曹魏の禅譲に協力させられ、曹魏に仕えた楊脩で誅滅された。不徳の禅譲に協力した者の末路をこのように総括した袁宏は、次の記述によって『後漢紀』を終える。

癸酉、魏 河内の山陽を以て、漢帝を封じて山陽公と爲し、漢の正朔を行はしむ。明年、劉備 自立して天子と爲る（『後漢紀』獻帝紀）。

袁宏の『後漢紀』は「劉備 自立して天子と爲る」という文言で終わる。獻帝が山陽公とされた記事に継続しているので、劉備が後漢の継承者であるという正統観を明確に表明している。『春秋』で言えば、「獲麟」に当たる部分である。そこに「春秋の微意」が示され、それを読み取ることは、左丘明のみならず、春秋家の伝統である。

袁宏は、禅譲は認めながらも、曹魏が後漢から禅譲を受けたことは認めず、劉備を後漢の後継者として、正統の所在を示す。漢が未だ亡びる状況になかった理由として掲げるものは、「世の忠賢」の支持であった。それを記述した後に、民意の支持が示されることにも注目してよい。後漢末において、後漢を支持した知識人の淵源は、宦官と対決して、その自律的秩序が三國時代の「名士」層に継承された「黨人」である[10]。ところが、袁宏は「黨人」を厳しく批判する。

三、「黨人」・荀彧批判

後漢末、宦官に抵抗した「黨人」が激しい弾圧を受けたことを記した後、袁宏は次のような史評を付けている。

袁宏曰く、「夫れ人 生まれて天地の道に合し、事に感じて動くは、性の用なり。故に萬方を動用するに、參差たる百品も道に順はざること莫きは、情性に本づく者なればなり。是を以て道を爲す者は、清淨無爲にして少思少欲、其の心を冲しくして之を守り、爵するに萬乘を以てし養ふに天下を以てすと雖も、榮とせざるなり。德を爲す者は、言ひて華ならず默して信有り、誠を推して之を行ひ鬼神に媿ぢず、而るを況んや天下に於てをや。仁を爲す者は、博く施し兼ね愛し善を崇び物を濟ひ、其の志を得て中心 之を傾け、然して己を忘れて以て千載の一時と爲すなり（『後漢紀』桓帝紀）。

袁宏は、道をなす者は、「清淨無爲」であり、爵位や封邑を栄誉とするものでない。德をなす者は、寡黙であっても信用があり、誠を推して德を行うものである、と述べる。曹魏の何晏・王弼から始まる、儒教の枠内で老莊思想を再編した玄學の思想である。[11] 袁宏は、玄學を自ら身につけるだけでなく、『名士傳』を著して、西晉以来の竹林七賢伝説を集大成する。[12] そののち、戴逵が『竹林七賢論』[13]で批判しているにも拘らず、『世說新語』は、夏侯玄・何晏・王弼を「正始の名士」、阮籍・嵇康・山濤・向秀・劉伶・阮咸・王戎を「竹林の名士」、裴楷・樂廣・王衍・庾凱・王應・阮瞻・衛玠・謝鯤を「中朝の名士」とし、そのすべてを分け隔てなく尊重する（『世說新語』文學第四注引袁宏『名士傳』）、袁宏の『名士傳』を継承している（注（4）所掲渡邉論文）。袁宏は、玄學を修め、清談を行う自らの貴族的価値観を史評の冒頭に掲げたうえで、「黨人」を次のように批判する。

古の政を爲すや、必ず三公を置きて以て道德を論じ、六卿を樹てて以て庶事を議し、百官は箴規諷諫し、閭閻に講肆して以て業を修明す。是に於て行を鄉閭に觀、議を親鄰に察し、禮を朝廷に擧げ、績を泩む所に考ふ。言をして以て彼我を宣するに足れども弁には至らず、義をして以て物心に通ずるに足れども佞を爲すには至らず、學をして以て古今に通ずるに足れども文を爲すには至らず、直をして以て正順を明らかにするに足れども狂を爲すには至らざらしむるなり。①野は朝を議せず處は務を談ぜず、少は長を論ぜず賤は貴を弁ぜざ

るは、先王の教なり。傳に曰く、「其の位に在らざれば、其の政を謀らず」と。「天下に道有れば、庶人は議せず」と。此れ之の謂ひなり。苟も斯の道を失はば、庶人 政を干して、權 下に移り、物 能する所を競ひて、人 其の死を輕んず。亂るる所以なり。②乃ち夏馥 形を毀ちて以て死を免かれ、袁閎 禮を滅ぼして以て自ら全くするに至るは、豈に哀しからずや」と（『後漢紀』桓帝紀）。

袁宏が先王の教えに背くとする①在野の処士が横議したことは、「黨人」の特徴である。したがって、袁宏は、『史記』と同様に「傳に曰く」として引く『論語』泰伯篇・季氏篇を典拠に「黨人」を批判する。「黨人」の②夏馥が逃亡して容姿を変え、袁閎が部屋に閉じこもって母の葬儀にも参列せず、弾圧から逃れるに至った、「黨人」の資格無き政治参加を批判するのである。このように「黨人」の過激な政治行動を批判することは、范曄の『後漢書』と同じであり(14)、「黨人」の人物評価で表現される自律的秩序を「狀」として継承しているはずの貴族が、自ら命を賭けて漢を守ろうとした「黨人」のひたむきさを評価することはない。

また、袁宏は、曹操の覇権樹立に努め、やがて曹操に憂死させられた荀彧に対しても次のように批判している。

袁宏曰く、「夫れ黙語は賢人の略なり。政の卷舒廢興の間は、所謂 智を以て屈伸し、其の多算を貴び其の輕重を權り、而して難易を揣るに非ず。君子の己を行ふや、必ず其の心を推して其の道を達し、其の誠を信じて其の義を行ふ。義 心に違はざるが故に百姓 其の私無きを知り、道 順を失はざれば則ち天下 以て至當と爲す。其の出づるや、忠 時君に著はれ、仁 天下に及ぶ。匹夫・匹婦も咨嗟せざる者莫きは、其の功を致すの本義を以て和すればなり。若し時 我に與せず中道にして廢せらるるも、內は心に負かず外は物に媿ぢざれば、千載の下、其の迹を觀て其の事を悲しみて、以て功は就らずと雖も、道は將に成る可けんとすと爲すなり（『後漢紀』獻帝紀）。

袁宏は、荀彧を論ずる前提として、君子が行動するときには誠を信じて義を行い、世に出た時には、忠をそのときの君主に明らかにすれば、仁が天下に及ぶ、と述べる。その際、それを見た「匹夫・匹婦」が「咨嗟」すると知識人の行動によって民が感化されるとしていることは確認しておきたい。川勝義雄が説くように(15)、「民の望」を受けて貴族の行動が変わると、少なくとも袁宏は全く考えていない

ためである。だからこそ、民の儀表であるべき知識人層は、忠義が重要であると荀彧批判の論拠を示すのである。

漢は桓・靈より、君 其の柄を失ひ、陵遲して振はず、亂 海內を殄くすも、弱弊を致して虐民に及ばざるを以て、劉氏の澤は未だ盡きず、天下の望は未だ改まらず。故に征伐する者は漢を奉じ、爵賞を拜する者は帝を稱へ、名器の重は、未だ嘗て一日として漢に非ずんばあらず。魏の亂を平ぐるは漢を資くるの義、①功の歸く濟るは荀生の謀なり。謀 適へば則ち勳 隆く、勳隆ければ則ち漢を移す。①劉氏の天下を失ふは、荀生 之を爲すなり。始は一匡を圖るも、終に事の乖ふに與り、情 見はれ事 屈し、身を容るるに所無きが若きは、則ち荀生の識、不智と爲す。生民を濟ひ其の塗炭を振ふを取るも、②百姓 安んじて君位 危ふく、中原 定まりて社稷 亡ぶるが若きは、魏に於て親と雖も、漢に於ては已に踈なり、則ち荀生の功 不義と爲すなり。夫れ人の器に假りて人の權に乘じ、既にして以て己が有と爲し、仁義の心を以て終はらざるは、亦た君子の恥づる所なり。一汙すら猶ほ慙色有り、而るに況んや之が謀主と爲るをや。功は當年に奮ひ、迹は千載に聞え、夫の終身流涕し、敢て燕の徒隸を謀らざる者に異なれり。己よりして之が功を爲し、而して己に死す、身を殺すすら猶ほ餘媿有り、焉んぞ以て名を成すに足らんや。惜しいかな、名は天下を蓋ふと雖も而れども道は順に合せず、終に憂を以て卒し殞さざるも義に與せず。故に曰く、「智の難に非ず智に處するの難なり、死の難に非ず死に處するの難なり」と。嗚呼 後の君子、默語行藏の際は愼まざる可けんや」と（『後漢紀』獻帝紀）。

袁宏は、①曹魏の功を成したのは荀彧の謀であり、劉氏が天下を失ったのは荀彧がそれを成したという。荀彧が、やがて曹操の漢簒奪に抵抗して殺されたことは評価せず、荀彧の識を「不智」、功を「不義」と激しく批判している。こうした評価は、荀彧を漢の忠臣と把握する范曄の『後漢書』と異なる荀彧像と言えよう(16)。そして、袁宏が荀彧の功が不義になった理由として、②百姓を安寧にしても君位を危うくしたこと、および中原を定めても社稷が滅んだことを掲げるのは、袁宏が生きた東晉の現実と比較した場合、きわめて示唆的である。ここには、洛陽を奪還し、袁宏に禪讓の前提となる九錫文の草稿を書かせた桓溫への批判が投影されている。曹魏の禪讓批判に、知識人の支持の必要性を掲げていた二で見た主張もここに収斂するのである。

四、覇者と貴族の自律性

袁宏は、桓溫の東晉簒奪を防ぐことに一役買っている。病に冒された桓溫は、野望をむき出しにして、禪譲を受けるために必要な「九錫」を東晉に求めた。袁宏は、そのための文を依頼されながら、それを引き延ばしたのである。

（桓）溫 疾に遇ふや、朝廷に諷して九錫を求む。袁宏 文を爲りて、以て（王）彪之に示す。彪之 視訖はり、其の文辭の美なるを歎じ、宏に謂ひて曰く、「卿は固より大才なれば、安んぞ此れを以て人に示す可けんや」と。時に謝安 其の文を見、又 頻りに宏に使して之を改めしむ。宏 遂て其の事を逡巡す。既に屢〻日を引かば、乃ち彪之に謀る。彪之曰く、「聞くならく彼の病 日〻に增し、亦た當に復た久しきを支へざるべし。自づから更に小しく遲迴す可し」と。宏 之に從ふ。溫も亦た尋いで薨ず（『晉書』巻七十六 王廙傳附王彪之傳）。

もちろん、袁宏が単独で桓溫に抵抗できるはずはなく、「太原の王氏」を代表する王彪之と「琅邪の王氏」を代表する王坦之、そして誰よりも謝安が、袁宏に引き延ばしを指示していた。その結果、桓溫は「九錫」を受けることなく卒したのである。

これ以前から袁宏は、軍事力で台頭した桓溫および陶侃を認めていなかった。「東征賦」を作り、東晉の名徳を称えたときにも、桓溫の父桓彝と陶侃をあえて外している。それを桓溫に脅されても言い抜けられるだけの才覚が袁宏にはあった[17]。ただし、袁宏は、桓溫の記室参軍となっているように、中原を回復した桓溫を全く認めていないわけではなかった。それでは、袁宏は桓溫に対して、いかなる立場で東晉に臨むべきと考えていたのであろうか。それは、覇者に必要なものは忠であると説く、次の史評に示されている。

是を以て大道の行はるや、上下 序に順ひ、君 唱して臣 和し、其の至德風教は、一人に繫り、政化は四海に行はれ、禮を犯すこと無くして王迹 彰らかなり。哲王 存せず、禮樂 凌遲するに及び、風俗 自づから興り、戸ごとに皆 政を爲し、①君位すら且つ猶ほ未だ固からず、而るを況んや萬物をや。斯の時に於けるや、臣子自盡の日、將に先主の故典を守らんとせば、則ち元首に降替の憂有り、封域の舊職を修めんと欲せば、則ち根本に傾拔の慮無し。故に忠奮の臣、其の義心を推すも、其の事に忍ばずして、王室を屛はんと思

ふ。故に下より上を匡すの功、卑を以て尊を援くの事有り。順序の道を失ふと雖も、然れども忠を效すの迹なり。王體を齊へんと欲せば、則ち承宣の美に異なり、之が不順を同へんと欲して、終に翼戴の功有り。①故に聖人は事に因りて作制して、以て其の變に通じて霸名生ず。春秋の齊・晉の功を書し、仲尼の管仲の勳を美むるは、盛衰を括嚢し名教を彌綸する所以の者なり。夫れ仁を失ひて而る後に義あり、必ず仁に由る。②王を失ひて而る後に霸あり、以て霸を致すは必ず忠より出づ。義は誠に仁の足らざるもの、然れども未だ其の忠たるを失はざるなり。此を推して以て觀れば、則ち王霸の義 是に於て見はる」と（『後漢紀』桓帝紀）。

袁宏は、①王道が行われず、君主の地位すら危うい場合、聖人も覇者が出現することを容認するという。ただし、その覇者は、②忠に基づいて行動することが必須である。桓溫が東晉に忠を抱いて覇者として民を救い、中原を回復するのであれば、袁宏はこれを容認する。あるいは、忠義の政治がやがて徳へと進んでいけば、禪讓によって桓溫の国家が形成されることも良しとするであろう。

しかし、桓溫の功は、曹操にすら及ばず、その段階で禪讓を試みることは、忠に欠ける。すなわち、桓溫には覇者になる資格もないのである。袁宏、および袁宏の尊敬する謝安が、桓溫の野望を挫いた正統性は、こうして確認される。

その際、謝安は、桓溫を武力で打倒する、あるいは政変によって失脚させるという危険は冒さず、朝廷において、のらりくらりと桓溫に対応し続けることで、桓溫の簒奪を防いだ。(18) 袁宏の史評には、そうした貴族が取るべき悪政への対処の方法が、次のように諫言論として示されている。

夫れ諫の用たるは、政の難き所の者なり。諫に處するの情は同じからず、故に三科有り。①誠心を推して之を隱に言ひ、誠の入るるを貴びて其の功を求めざるは、諫の上なり。其の見る所に率ひて言 色に形はし、面折庭爭し退きて後言無きは、諫の中なり。其の短とする所を顯にして其の不可を明らかにし、君の失を彰らかにして以て己が名と爲すは、諫の下なり。夫れ其の過を吝かにせずして衆と之を攻むるは、明君の易き所にして庸主の難き所なり。其の難き所に觸れ暴きて之を揚ぐるは、中諫すら其れ猶ほ患を致す、而るに況んや下諫をや。故に諫の道たるは、天下の難事、死して之を爲すは忠臣の易き所なり。古の王者は、方を弁じ位を正し、各〻其の事有り。②朝に在る者は必ず諫め

野に在る者は言はざるは、職分を明らかにして親疎を別つ所以なり。忠愛の心至り未を釋てて言ふ者は、王制の禁ぜざる所なり。因る無くして去ると、言に處するの地は難し。故に君子は罕に爲すなり（『後漢紀』桓帝紀）。

貴族の自律的秩序の淵源である「黨人」への批判は、諫言論からも明らかになる。②「野に在る者」は、政治に対して発言するべきではないのである。これに対して、「朝に在る者」は諫言を行うべきだが、それは①「誠心を推して」、ひそかに言うべきものなのである。このように袁宏は述べて、謝安を筆頭とする東晉貴族の桓溫への対応を正当化するのである。

袁宏は、東晉末の桓溫への対応という現実の課題を史評の中に表現した。それは、『春秋左氏傳』が、単に春秋時代の歴史を記すだけではなく、歴史を材料として周公や孔子、さらには左丘明の価値基準に基づき、勧善懲悪を示すものである、と杜預が明らかにしたことによる。袁宏の『後漢紀』は、後漢の歴史を記すためだけでなく、「漢の王道」に示された「義」を導き出し、それを東晉の規範とするための「史」として著されたのである。

おわりに

袁宏は史評において国家の正統性や貴族のあり方の規範を示した。国家の正統性は、漢魏革命を認めず、劉備の季漢を正統とするものであった。そこには、中原を回復した桓溫の功を曹操と比較し、その功の少なさと忠義の無さを示すことにより、桓溫を覇者に留めようとする東晉の現状に対する規範意識の提示があった。それに加えて、「古典中國」を形成した漢の規範意識の高まりに応える目的も有していた。こうした意味において、袁宏の『後漢紀』は、季漢の正統をさらに明確化した習鑿齒の『漢晉春秋』の先駆と言えよう(19)。

また、「黨人」と荀彧への批判では、直接的で激しい政治行動を集団でなすことと、不義なる君主に仕えることの不当性を明示した。そして、貴族の諫言方法を示す中で、桓溫の簒奪をしなやかに防いだ謝安のあり方を賛美するのである。謝安に貴族の一典型を見るという点において、袁宏の『後漢紀』は、『世說新語』の先駆とも言えよう。

このように、「史」が貴族の手で著され、貴族の価値基準に基づいて勧善懲悪が行われることは、君主権力にとって大きな脅威となる。唐代になると、国家が正史を編纂す

ることで、貴族から「史」という文化価値を収斂していく理由は、ここにある。

注

（1）渡邉義浩「「春秋左氏伝序」と「史」の宣揚」（『狩野直禎先生米寿記念 三国志論集』三国志学会、二〇一六年）。

（2）孫盛の歴史評については、蜂屋邦夫「孫盛の歴史評と老子批判」（『東洋文化研究所紀要』八一、一九八〇年）を参照。そのほか、李穎科「孫盛史学初探」（『西北大学学報』哲学社会科学版、一九八四―四、一九八四年）、李中華「孫盛儒学思想述評」（『晉陽学刊』一九九二―五、一九九二年）、喬治忠「孫盛史学発微」（『史学史研究』一九九五―四、一九九五年）、宮岸雄介「魏晋の史学思想―孫盛・干宝を中心に」（『富士大学紀要』三一―一、一九九八年）もある。

（3）袁宏の生涯については、衛広来「袁宏与『後漢紀』」（『山西大学学報』一九八五―三、一九八五年）、曹道衡「論袁宏的創作及其『後漢紀』」（『遼寧大学学報』一九九二―二、一九九二年）、中林史朗「袁宏管見―政治的動静と『後漢紀』」（『大東文化大学漢学会誌』三二、一九九三年）、龐天佑「論袁宏的歴史弁証法」（『史学理論研究』二〇〇七―四、二〇〇七年）、石静「袁宏的人性論及其玄学史観」（『浙江学刊』二〇一一―六、二〇一一年）などを参照。

（4）袁宏の王衍弁護の理由が、謝安も批判する「清談亡國論」への反論にあったことは、渡邉義浩『世説新語』における貴族的価値観の確立」（『中国文化―研究と教育』七四、二〇一六年、『「古典中国」における小説と儒教』汲古書院、二〇一七年に所収）を参照。

（5）『後漢紀』については、後漢の後半期に焦点を絞った抄訳である中林史朗・渡邉義浩『後漢紀』（明徳出版社、一九九九年）のほか、李烈輝「袁宏《後漢紀》与档案」（『档案管理』一九九三―四、一九九三年）、劉海静「従《后漢紀》看袁宏的政治観及史学批評思想」（『河南師範大学学報』哲学社会科学版、三七―一、二〇一〇年）などを参照。

（6）裴松之の『三國志』注によって、「史」が經學から自立したことについては、渡邉義浩「「史」の自立―魏晉期における別伝の盛行について」（『史学雑誌』一一二―四、二〇〇三年、『三国政権の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年に所収）を参照。

（7）司馬彪の『續漢書』が、後漢の制度を後世の鑑としようとしたことについては、渡邉義浩「司馬彪の修史」（『大東文化大学漢学会誌』四五、二〇〇六年、『西晉「儒教国家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年に所収）を参照。

（8）『後漢紀』に付けられた袁宏の史評については、王紀録「袁宏史論新探」（『蘭州学刊』一九九三―四、一九九三年）、周文玖「袁宏史学思想再検討」（『済寧師専学報』一七―二、一九九六年）、楊朝蕾「〝一時文宗〟袁宏的《後漢紀》史論芸術」（『江漢大学学報』人文科学版、二九―五、二〇一〇年）などがある。

(9)『禮記』禮運篇の「天下爲公」に基づく禪譲の正統性については、渡邉義浩「三国時代における「公」と「私」」(『日本中国学会報』五五、二〇〇三年、『三国政権の構造と「名士」』前掲に所収)を参照。

(10)後漢を衰退させる外戚・宦官、およびそれに抵抗した「黨人」については、渡邉義浩『後漢国家の支配と儒教』雄山閣出版、一九九五年)、「黨人」の自律的秩序が「名士」に継承されることは、渡邉義浩「漢魏交替期の社会」(『歴史学研究』六二六、一九九一年、『三国政権の構造と「名士」』前掲に所収)を参照。

(11)袁宏が玄學の思想を持つことについては、汪高鑫「論袁宏史学思想的玄学傾向」(『史学史研究』二〇〇五―一、二〇〇五年)、董文武・高秀芬「易学与袁宏的歴史観」(『福建師範大学学報』哲学社会科学版、二〇〇六―五、二〇〇六年)を参照。

(12)袁宏の『名士傳』については、松浦崇「袁宏『名士伝』と戴逵『竹林七賢論』」(『中国文学論集』六、一九七七年)、張亜軍「《世説新語》注引袁宏《名士伝》考略」(『古籍整理研究学刊』二〇一〇―〇三、二〇一〇年)を参照。

(13)戴逵の『竹林七賢論』については、前注引松浦論文のほか、蜂屋邦夫「戴逵について―その芸術・学問・信仰」(『東洋文化研究所紀要』七七、一九七九年)、王淑梅「戴逵《竹林七賢論》探微」(『徐州師範大学学報』哲学社会科学版、三五―五、二〇〇九年)を参照。

(14)范曄の「黨人」批判については、吉川忠夫「范曄と後漢末期」(『古代学』一三―三・四、一九六七年、『六朝精神史の研究』同朋舎出版、一九八四年に所収)を参照。また、『後漢紀』と『後漢書』の比較には、安部聡一郎「袁宏『後漢紀』・范曄『後漢書』史料の成立過程について―劉平・趙孝の記事を中心に」(『史料批判研究』五、二〇〇〇年)、楊俊光「浅論袁宏《後漢紀》与范曄《後漢書》史学思想之異同」(『長春理工大学学報』社会科学版、二五―二、二〇一二年)などがある。

(15)川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』(岩波書店、一九八二年)。

(16)范曄の荀彧像については、田中靖彦「『後漢書』荀彧伝について―『三国志』との比較を中心に」(『恵泉女学園大学紀要』二四、二〇一二年)がある。

(17)『晉書』巻九十二 文苑 袁宏傳に、「後 東征の賦を爲り、賦の末に列ねて江を過りし諸〻の名德を稱するも、而も獨り桓彝を載せず。時に伏滔 先に溫の府に在り、又 宏と善し、苦(はなはだ)之を諫む。宏 笑ひて答へず。溫 之を知り甚だ忿るも、而るに宏の一時の文宗たるを憚り、人をして顯問せしむるを欲せず。後に青山に游び飲みて歸るに、宏に命じて同に載せしむ。衆 之が爲に懼る。行くこと數里、宏に問ひて云ふ、「聞くならく君 東征の賦を作り、多く先賢を稱ふと。何の故にか家君に及ばざる」と。宏 答へて曰く、「尊公の稱謂 下官が敢て專らにするに非ず、既に未だ啟すに遑あらず、敢て之を顯はさざるのみ」と。溫 實ならざるを疑ひ、乃ち曰く、「君 何の辭を爲らんと欲す」と。宏 卽ち答へて云ふ、「風鑒 散朗に

して、或いは搜し或いは引く。身は亡す可しと雖も、道は隕つ可からず。宣城の節は、信義　允と爲すなり」と。溫　泫然として止む」とある。

(18) 謝安が王坦之と共に桓溫の簒奪を防いだこと、および『世說新語』がそれを後世の貴族に伝えようとしたことについては、渡邉義浩「『世說新語』における人物評語の展開」（『六朝学術学会報』一七、二〇一六年、『「古典中国」における小説と儒教』前掲に所収）を参照。

(19) 『晉書』巻八十二　習鑿齒傳に、「是の時　溫　非望を覬覦すれば、鑿齒　郡に在りて、漢晉春秋を著して以て之を裁正す。漢の光武より起こし、晉の愍帝に終はる。三國の時に於て、蜀は宗室なるを以て正と爲し、魏武は漢より受け晉に禪ると雖も、尚ほ簒逆と爲す。文帝　蜀を平らぐるに至り、乃ち漢の亡と爲して晉　始めて焉に興る。世祖の諱たる炎もて興るを引きて禪受すると爲し、天心は勢力を以て強くせざる可からざるを明らかにするなり。凡そ五十四卷」とあるように、習鑿齒は『漢晉春秋』を著し、桓溫の禪讓の意を防ぐため、蜀漢を正統として曹魏の革命を簒奪とした、という。

（早稲田大学）